

霧が丘小中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは絶対に許されない行為と認識し、学校全体でいじめの未然防止を意識し、誰もが安心して学校生活を送るための学校・学級風土作りを目指す。また、学校・家庭・地域全体で子どもを見守り、子どもの健全育成を図る。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1) 組織の構成

小学校いじめ防止対策委員会	中学校いじめ防止対策委員会	小中いじめ防止対策委員会
校長・准校長・副校長・教務主任 ・人権指導部長・児童指導部長 ・養護教諭・児童支援専任	校長・副校長・教務主任 ・生徒指導部長・学年主任 ・養護教諭・生徒指導専任	校長・准校長・以下小中より ・専任(児童支援・生徒指導) ・教務主任・養護教諭

※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める

※小中学校では、児童生徒の情報共有やいじめ防止・早期発見・対応において連携をする

(2) 組織の役割

- ・いじめ防止対策委員会を組織の中核とし、いじめに関わる取組の実施や具体的な年間計画の作成。
- ・いじめの相談・通報の窓口。
- ・いじめの疑いに関わる情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有。
- ・いじめ事案が発生した場合、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の組織的な実施。

(3) 年間計画

月	活 動 内 容		
	小学校	中学校	小中学校
4	学級引き継ぎ会議	生徒指導研修会 職員会議(生徒情報共有) 学年会・生徒指導部会(毎月) ふれあい週間(生徒面談)	児童生徒指導部会・教育相談 ・小中合同職員会議・学 地連・小中企画会
5	学校説明会・家庭訪問・児童 理解研修	学校説明会 学年懇談会 学校生活アンケート	児童生徒指導部会・教育相談
6	学校生活アンケート・YPアセ スメント・特別支援委員会	ふれあいの日(生徒面談) 職員会議 学級懇談会	児童生徒指導部会・教育相談
7	個人面談	保護者面談(三者面談) 全校集会 人権教育	児童生徒指導部会・教育相談 職員研修
8	職員研修・特別支援委員会	職員研修会 ふれあい週間	小中合同職員会議・児童生徒 指導部会・教育相談
9	運動会	職員会議 土曜参観日 学級懇談会	児童生徒指導部会・教育相談
10			学校を開く週間・児童生徒指

			導部会・教育相談
1 1	学校生活アンケート・YP アセスメント・就学児健診	学校生活アンケート	児童生徒指導部会・教育相談
1 2		保護者面談(三者面談) 職員会議 全校集会	いじめ解決一斉キャンペーン・個人面談・児童生徒指導部会・教育相談
1	オープンスクール		児童生徒指導部会・教育相談
2	入学説明会・学校生活アンケート・YP アセスメント・特別支援委員会	学校生活アンケート 職員会議	児童生徒指導部会・教育相談
3		職員会議	小中合同職員会議・児童生徒指導部会・教育相談

3 いじめ防止および早期発見のための取組

(1) いじめ防止への取組

- ア 横浜プログラムを計画的に実施し、自己有用感の醸成をはかる。
- イ 集会や行事等の集団活動を通じて、いじめ防止の啓発や他者理解の意識を育てる。
- ウ 普段より児童生徒との関わりを密にし、情報収集に努める。
- エ 児童生徒の普段の様子に目を向け、職員間の情報交換を密にする。

(2) いじめの早期発見

- ア 定期的に学校生活アンケートを実施する。
- イ いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- ウ 教育相談を活用する。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめ事案が発生した場合、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 犯罪行為にあたりと認められる場合、警察等関係機関や専門機関と連携をとり対応する。

(4) 研修

- ア 児童生徒理解研修を実施し、職員全体で子どもを見守る。
- イ 夏休み等、長期休業期間を利用し、教職員の資質向上を図る。

(5) 学校運営協議会等の活用

- ア 保護者や地域住民と共に、青少年の健全育成を目指す。
- イ 学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- 例えば、○児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止に視点をおいた調査を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。